

鳥取県保健師助産師看護師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

保健師助産師看護師法の一部が改正され、知事は、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師等に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができることとなったことに伴い、准看護師再教育研修の区分等を定めるとともに、准看護師再教育研修に係る申請手続等を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 准看護師再教育研修の区分、対象、内容等は、次のとおりとする。

区分	対象	内容等
ア 集合研修	(ア) 戒告処分を受けた者	准看護師倫理研修（准看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。）及び准看護師技術研修（准看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。） 1日
	(イ) 3年以内の業務の停止処分を受けた者	准看護師倫理研修及び准看護師技術研修 2日
	(ウ) 准看護師に係る再免許を受けようとする者	
イ 課題研修	アの(イ)の者	課題研修修了報告書の提出
ウ 個別研修	アの(イ)又は(ウ)の者	准看護師として必要な知識及び技能に関し、助言指導者が個別に行う助言、指導等

(2) 保健師等再教育研修を修了した者については、(1)の准看護師再教育研修を修了したものとみなす。

(3) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録等の申請手続を定める。

(4) 准看護師再教育研修修了登録証の様式を定める。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。